

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からの速やかな復旧・復興を図るため、特に国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業の実態に即した支援等について

- (1) 東日本大震災復興交付金について、必要な財源を確保するとともに、被災地の現状に照らし、5年間となっている事業期間を延伸することはもとより、交付金事業計画について地域ごとの実情を十分に配慮の上、早期に幅広く採択するとともに、被災自治体が提案する復興に必要な事業を基幹事業に追加する等、被災自治体の意見を踏まえた一層の柔軟な運用を行うこと。
- (2) 災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置を、復興事業が完了するまでの間、継続的に講じるとともに、国が負担する災害復旧事業の採択基準の緩和を図ること。
- (3) 普通交付税の減額や税制改革に伴う財政への影響は、被災自治体にとって非常に大きいものであるため、被災地の特殊事情を考慮した財政支援措置の拡充を図ること。
- (4) 震災被害による移転跡地について、居住系から非居住系に土地利用の転換を図らざるを得ない状況にあり、早期復興を実現するため、移転跡地整備に関する新たな支援制度を構築すること。
- (5) 内陸部において、津波被害地域の堤防建設事業等に使用される土砂を運搬する大型車両の通行量の増加により破損した市道等の路面復旧費や土砂採取周辺住民対策費について財政支援を実施すること。また、震災復旧工事に伴う土砂採取情報（採取場所・期間、大型車両の運行経路等）を関係自治体に事前に情報提供すること。
- (6) 震災による行方不明者について、復旧が進まず浸水したままの地区においては、今後も捜索活動を継続すること。併せて、身元不明者についても、引続きDNA鑑定や似顔絵を公表することで、早期判明に努めること。
- (7) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。
- (8) やむを得ず年度内に完了しない繰越明許事業については、平成23年度補正予算で措置された事業に限らず、事故繰越しの承認手続きにおいて、繰越事由の一

本化や提出書類の削減、複数回の承認などの措置を講じること。

(9) 資材費や人件費の高騰などにより増額した経費に対する地方負担の軽減策として、既存の補助制度の拡充や新たな財政支援制度を構築すること。また、技術者不足による入札不調に対応するため、技術者の専任を必要とする建設工事の対象金額を拡大する措置を講じること。

(10) 「防災集団移転促進事業」における、移転促進区域内の土地の買取については、買取ができない土地も含め、全ての土地を買取ることができるよう弾力的な運用を可能とすること。

また、全ての土地を買取できない場合は、「防災集団移転促進事業」で取得した土地と買取できない土地との交換を可能とすること。

2. 被災市町村の事務負担軽減について

被災地における復興を推進するため、復興に係る計画策定や交付金申請等における資料作成や国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可や要件の緩和措置を講じること。

3. 被災者の生活再建支援等について

(1) 東日本大震災特別家賃低減事業期間は、災害公営住宅等の管理開始後 10 年間とされているが、被災した低所得者が 10 年後から支払う家賃が増えることは大きな負担であることから、事業期間を延長すること。また、5 年後から地方公共団体の負担割合が増えるとされているが、5 年以降も負担割合を据え置くこと。

(2) 住まいの再建、生業の再生など、未だ多くの課題を抱え、市民生活は厳しい状況が続いている中、消費税率の引上げは被災者・事業者等の大きな負担となることから、防災集団移転促進事業等により住宅再建に取り組む際には増税前後で不公平が生じないように引上げ前の税率を適用するなど、被災地の実情に配慮した特例措置を創設すること。

(3) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。

また、緊急スクールカウンセラー等派遣事業を継続実施すること。

(4) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学援助費による通学補助

制度について、学校の移転整備が完了するまでの間、支援を継続すること。

- (5) 災害援護資金貸付制度について、国において確実な予算の確保に努め、津波により住家全体が流出した場合など被害が甚大な世帯に対する貸付限度額の引上げなど制度の拡充を図ること。また、住家への被害がなく家財被害のみの貸付については必要性が薄れていることから、申請期限の短縮について検討すること。さらに、小規模個人再生手続等により債務者の償還額が減額となる場合、市町村の負担が生じないよう措置を講じること。
- (6) 被災者生活再建支援制度について、津波により住家全体が流失した世帯など、住家被害が甚大な場合は特段の支援が必要であることから、世帯要件の緩和や付帯施設等への適用対象の拡大等制度の拡充を図ること。
- (7) 被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、心のケアを含む健康支援など、生活再建に向けた各種支援施策を被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (8) 被災した医療機関の早期再建や常勤医師の地域的偏在の是正に向けた取組みを強化するとともに、地域住民が安心して暮らせる医療環境の充実を図ること。
- (9) 介護保険制度について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
 - ② 被災者の生活再建を支援する介護保険の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
 - ③ 被災自治体に取り組む介護職員確保対策について、財政的支援を行うこと。
- (10) 国民健康保険制度等について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
 - ② 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
 - ③ 東日本大震災の影響による資産割額の減収分に対する財政措置を講じること。
- (11) 災害公営住宅（戸建住宅）について、東日本大震災復興特別区域法により建設

から5年経過すると払下げが可能となるが、払下げを受けずに退去する居住者が増加した場合、空家が多数発生することが懸念されることから、譲渡価格の引下げなどの緩和措置を講じること。

- (12) 被災者の声に耳を傾け、損害賠償、除染、生活基盤の再建等の被災者が安全で安心な生活を取り戻すために必要な取り組みを加速させ、被災者の望む復興の早期実現に全力を尽くすこと。

4. 東日本大震災にかかる被災地・避難者支援について

- (1) 避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズを把握し、被災県などと連携を取りながら適切な措置を講じること。
- (2) 避難者が今後の進路を決断できるような個々具体的な相談ができる体制を国の責任において、避難先地域で構築すること。
- (3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。
- (4) 大規模災害時における自治体、関係機関・団体による迅速で広域的な官民連携の支援体制を図り、被災地を積極的に支援できるよう、責任・権限・財源を踏まえた広域災害復旧復興支援に係る制度設計を講じること。
- (5) 復興事業の実施に当たり、現在、全国の地方自治体からの派遣職員が復興業務に携っており、増大する業務量への対応を図るため、復興を遂げるまでの間、被災市町村への職員派遣について必要な措置を講じること。
- (6) 職員派遣に係る調整事務や自治体元職員の採用事務等について負担が大きいことから、これらを国又は県が行う枠組みを創設すること。
- (7) 災害廃棄物の広域処理について、国は安全性に関する説明責任を十分果たすなど支援体制の充実を図るとともに、都市自治体が被災地への様々な支援に取り組むことができるよう環境整備に積極的に努めること。
- (8) 損壊家屋の解体撤去について、未だ解体できない家屋が残っていることから、処理完了に係る目標期間の延長や財政措置の継続など、必要な措置を講じること。

5. 地域産業の復興・再生に対する支援について

- (1) 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、事業年度の繰り延べを認めるとともに、必要な予算を確保する等、産業復興に支障が生じないようにすること。

- (2) 被災地域における農業競争力を強化し、成長産業へと発展させるため、農業用施設の整備及び農業用機械の導入等に必要な財政支援の充実強化を図るとともに、弾力的な復旧・復興対策をより一層推進すること。
- (3) 東北地方の旅客事業者への補助等の観光振興に係る支援措置を継続すること。
- (4) 地域の再活性化を図るため、海浜公園やサイクルロード等の整備等、海浜エリアの環境整備に係る制度を創設すること。
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災地域の周辺地域にも拡充すること。

6. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 漁業集落防災機能強化事業による民有地の嵩上げ及びレベル2津波に対する孤立世帯防止のための避難道の整備等事業制度の拡充を講じること。
- (2) 東日本大震災により被災した水道施設の維持補修や改修、撤去に係る費用について、財政措置の拡充等を図ること。
- (3) 地域の安全性を確保し、更なる復興を図るため、道路・橋梁等の維持管理・更新、撤去等に係る費用について財政措置を充実すること。
- (4) 砂防ダム等公共施設の維持補修、改修工事、撤去における費用について財政措置を講じること。
- (5) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。
- (6) 被災地が公共施設等の再建を確実にできるよう、緊急防災・減災事業債を継続し、最優先に被災地に配分すること。
- (7) 公立社会教育施設について、災害復旧が完了するまでの間、必要な財政措置を講じること。また、災害復旧への支援は現状復旧が原則であるが、昨今の住民ニーズ等と機能や構造等に差異があることから、これらの取扱いについて柔軟に対応すること。
- (8) 公共施設の耐震化を早期に完了するため補助制度のなお一層の充実を図ること。
- (9) 平成27年度までの地震防災対策特別措置法の改正がなされたが、 I_s 値の数値の大小に関わらず耐震補強工事対象の建物全てについて同様の補助率の維持、予算措置をするとともに、補助金の算定に当たっては、実際の工事費と遜色ないよう、単価の補正（特別加算）措置を講じること。
- (10) 公立保育所について、耐震診断及び耐震化工事に係る補助要件を緩和し、小規

模施設も対象とするよう制度を見直すとともに、平成 25 年度実施分から適用する等の柔軟な対応を図ること。

また、私立保育所についても、公立保育所と同様の補助制度を適用すること。

- (11) 学校施設の高台移転に際しては、防災機能等を備えた施設として整備できるよう、必要な財政措置を講じること。
- (12) 学校の高台移転や学校統合による通学路変更に伴い必要となるスクールバス及び通学路の整備に対し、必要な財政措置を講じること。

7. 鉄道・道路・港湾等の整備促進について

- (1) 地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援事業を継続すること。

また、鉄道復旧までの代替交通及び仮設住宅からの公共交通を確保するため、必要な財政支援措置を講じること。

- (2) 地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、市町村への財政支援を拡充し、鉄道事業者に対する支援措置を継続すること。

また、東北地方の高速道路利用料の支援措置等を継続すること。

- (3) 「社会資本整備総合交付金」(復興枠)については、平成 26 年度以降も継続すること。

- (4) 被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路等の道路網の整備促進を図ること。

- (5) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期に整備すること。

- (6) 災害復旧事業については、その工期にかかわらず、必要な延長を行い、十分な財源を確保すること。

また、海岸堤防の復旧整備に当たっては、津波の外力条件や設計基準を地域の実情に沿って見直すこと。

- (7) 大水深岸壁の整備と岸壁、荷役機械及び野積場の一体的な耐震化を図ること。

- (8) 被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災自治体の実情に応じた災害復旧対策の制度運用を行うとともに、財政支援の一層の拡充を図ること。

また、離島地域における災害復旧事業の実施に当たっては、離島の実勢を反映した設計単価となるよう積算基準等を見直すこと。

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 南海トラフの巨大地震による被害想定に基づき、早急に地震対策大綱等を策定するとともに、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案）」の早期成立を図ること。また、高台移転がスムーズに進むよう、同法案に土地が収用できる権限を盛り込むこと。

さらに、東南海・南海地震防災対策推進地域など、著しい地震災害が生じる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定を行うこと。

また、南海トラフ以外の地域においても地震・津波の被害想定について早急に明らかにし、総合的な対策を講じること。

- (2) 「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」の早期成立を図り、ハード・ソフト両面にわたる国土の強靱化の積極的、長期的な取組みを行うこと。
- (3) 未確認断層については、断層調査の実施により、早急に国としての統一的な知見を示すこと。

また、地域防災計画の見直し及び津波の浸水予測を含む被害想定シミュレーションやハザードマップの整備等、地方自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

- (4) 津波避難タワーをはじめ、避難路・海拔表示板の整備、道路法面を利用した津波一時避難場所の整備、避難困難地区に係る対策、浸水被害への排水等の津波対策に対して財政措置を拡充するとともに、防潮堤築造や道路嵩上げ、津波避難シェルター整備に関するガイドラインを策定すること。

また、津波防災対策に伴う土地利用の規制緩和や、防災施設整備に係る用地取得について租税特別措置法の特掲事業とする等、柔軟に対応すること。

- (5) 防災拠点となる庁舎や避難所等の耐震化を強力に推進するため、庁舎、公民館等の社会教育施設及び文化施設等の公共施設の耐震改修や建て替え、老朽化公共施設の取壊しに対し、財政措置を拡充すること。

また、地震防災緊急事業五箇年計画に掲載のない建物についても、財政上の特別措置を講じること。

(6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正に伴い、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務付けに係る経費について財政措置を拡充すること。

(7) 緊急輸送、避難機能の確保のため、耐震強化岸壁や浮棧橋の整備を推進すること。

また、内陸への津波の侵入を防止するため、国が直轄する防潮堤の嵩上げや耐震改修、樋門等閉鎖の迅速化、河川堤防をはじめ、港湾施設の耐震強化等の整備を早急に実施するとともに、地方負担への十分な財政措置を講じること。

(8) 液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進め、液状化対策基準の作成や対策を推進するための法整備を行うとともに、財政措置を講じること。また、被害が発生した場合の住宅への財政支援や、復旧に向けた指針を作成すること。

(9) 首都直下地震に対しては、東日本大震災によって浮彫りとなった、首都圏特有の被害状況の分析を行ったうえで、総合的な対策を講じること。

(10) 大規模地震発生時に有害物質等の流出が危惧される特定工場等に対し、大規模地震発生時危機管理マニュアルの策定指針を制定すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 防災行政無線の整備やデジタル化、ラジオ難聴地域対策などの情報伝達システムの整備を推進するとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、防災行政無線については、国や消防機関等の無線局と同様、電波利用料を全額免除すること。

さらに、地方自治体が設置している情報通信基盤（光ケーブル等の設備）の災害復旧について、国庫負担で行うことができるよう法整備を行うこと。

(2) 地域の防災力を強化するため、地方自治体を実施する自主防災組織の活動支援及び防災資機材の整備支援に対して財政措置を講じること。

また、自主防災組織が、防災のために津波避難施設（避難路・避難地・避難地備蓄倉庫等）を農地に整備する際の農地転用手続について、手続を行わずに施設の整備が可能となるよう農地法の緩和規定を設けるとともに、避難地に専ら防災のための備蓄倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際の建築確認申請についても、申請が不要となるよう建築基準法の緩和規定を設けること。

(3) 災害応急対策又は災害復旧に必要な備蓄物資・資材の購入及び更新に要する経費について、必要な財政措置を講じること。また、食糧、生活必需品等の膨大な備蓄を要するものについては、国において備蓄供給体制を確立すること。

(4) 富士山火山防災対策については、監視機器の充実を図るとともに、火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難など実際の運用、火山情報の共有化及び情報提供のあり方、関係機関の連携のあり方等の調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、東海地震と同様、火山情報に応じた高速道路活用の防災体制がとられるよう体制整備を行うこと。

(5) 帰宅困難者への対策として、一時避難場所の確保や事業所の社会的責務の明確化を推進するなど、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

また、避難所や医療救護所、防災備蓄品の整備における国庫負担の対象に、災害発生前の事前準備に要する費用も含めること。

(6) 住民ニーズを踏まえたきめ細かな防災・減災対策が実施できるよう地方自治体が柔軟に活用できる交付金制度を創設すること。

また、緊急防災・減災事業債について、平成26年度以降も継続するとともに、発行枠の拡大、事業費の増額をし、割落としがかからないように措置すること。

さらに、補助・直轄事業分においては、全国防災事業債を発行することなく、全額国庫補助金で実施すること。

(7) 自助・共助意識の高揚と減災の実現を図るため、災害対策基本法第7条の住民等の責務に則り、自らの命を守るためにとるべき行動（自助）と、大災害時の被害を軽減するために地域でできる行動（共助）について、全国メディアを活用する等、周知・啓発活動を強化拡充すること。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

(1) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業の採択基準の緩和及び事務手続きの簡素化等の措置を講じるとともに、激甚災害法、災害救助法及び被災者生活再建支援法のいずれかの指定・適用を受けた場合は、事故繰越理由書の簡素化、審査及び資料の省略等の特例措置を適用すること。

また、災害復旧事業に係る経費は膨大なものとなるため、その地方負担分に対し、さらなる支援の充実を図ること。

さらに、平成 22 年に廃止された災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等に対する国庫補助を早急に復活させること。

- (2) 大規模災害発生時の被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの基礎自治体間の支援に係る仕組みや国の財政負担などを明確に位置づけること。

また、広域避難に関し、受入自治体における「費用負担」や「役割」など、避難者支援の枠組みを構築すること。

- (3) 被災者生活再建支援に対する財政措置を拡充すること。
- (4) 東日本大震災の被災者への特例措置同様に償還免除要件の拡大など、災害援護資金貸付制度については、借受人の困窮状態あるいは所在不明等、実情に応じた減免の適用、償還期限の延長等、弾力的な取扱いができるようにすること。また、償還不能となった借受人及び保証人の償還金については、国も応分の負担を行うこと。
- (5) 東日本大震災に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について財政措置を講じること。

4. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化に対する財政措置を拡充するとともに、市域面積、地形、積雪寒冷など地域の実情を考慮し、単年度や共通波に限定しない等事業採択要件を緩和すること。

また、高速道路のトンネルに設けられた無線設備は、道路管理者が整備するよう調整を図ること。

- (2) 広域消防力の強化、消防庁舎建替事業、非常備消防の機動力強化に対する財政措置を拡充すること。

また、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金について、補助対象及び補助基準額の拡充を図ること。

さらに、高機能消防指令センター（旧 I 型）への補助制度を復活させるとともに、防災対策事業に係る地方債では、緊急防災・減災事業等を都市自治体が単独で実施する場合にも、高機能消防指令センター整備に充当できるようにすること。

- (3) 常備消防費及び救急業務費等を含む消防費の単位費用算定基礎は、現行「人口」であるが、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した算定とすること。